

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第90条の3の規定に基づいた被災者台帳を作成、管理し、被災者の援護に係る事務を総合的かつ効率的に実施する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ①被災者台帳の作成と被災者個人の情報や世帯情報の確認 ②要配慮者に該当する事由や必要な支援等の確認 ③安否確認や罹災証明書発行等の被災者支援業務
③システムの名称	1. 被災者支援台帳システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番36の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市企画総務部危機管理室
②所属長	危機管理室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市企画総務部危機管理室 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1677

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

